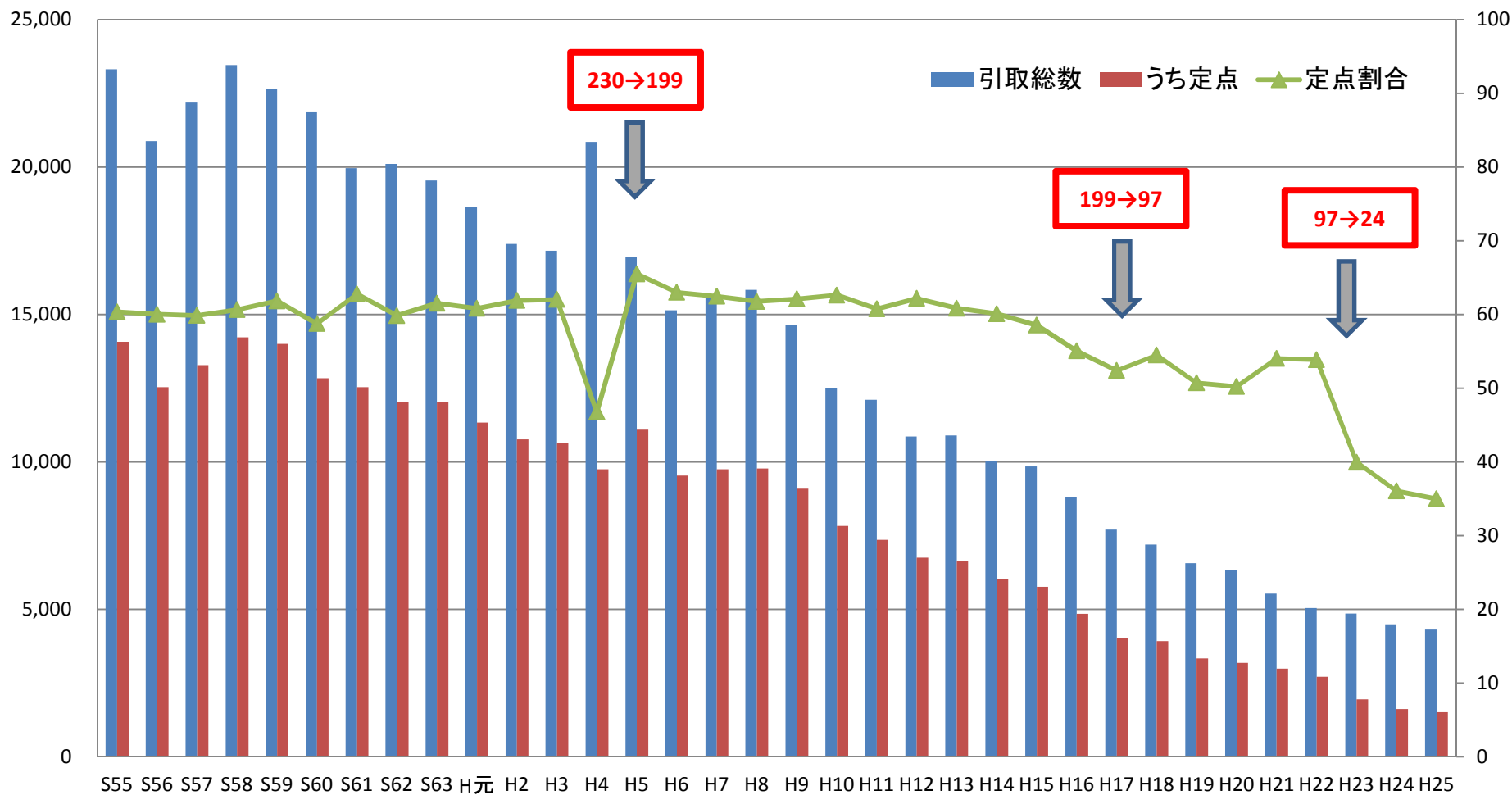


定時定点引取りの見直しについて

広島県健康福祉局食品生活衛生課

県動物愛護センターにおける定時定点引取りの推移



平成25年9月以降の定時定点引取りの状況

		24年度	25年度	25年度 (9月以降)
飼主 から	犬	140	48	5
	猫	254	131	13
	計	394	179	18
飼主 不明	犬	264	256	136
	猫	959	1,072	533
	計	1,223	1,328	669
合計		1,616	1,507	687

※ H25.9月に改正動物愛護管理法が施行され、飼い主からの引取り拒否規定が適用開始

定時定点引取りを継続する場合と廃止する場合のメリット, デメリット

区分	メリット	デメリット
継続	<ul style="list-style-type: none">・引取場所が近いので地域住民・市町職員の負担が少ない。・野良犬・野良猫の増加をある程度食い止めている。	<ul style="list-style-type: none">・引取場所が近くにより、犬猫を安易に引取りに出せる状況である。・引取るときに専門職員が立会うことができない。
廃止	<ul style="list-style-type: none">・引取場所がセンターに一本化され、犬猫を安易に引取りに出せる状況ではない。・全ての引取りで専門職員の立会が可能となる。	<ul style="list-style-type: none">・引取り場所が遠くなるため地域住民・市町職員の負担が増加する。・野良犬・野良猫の増加が懸念される。

定時定点引取りを継続する場合と廃止する場合の問題点

区分	問題点
継続	・引取場所が近くにあり、犬猫を安易に引取りに出せる状況である。
	・引取るときに専門職員が立会うことができない。
廃止	・引取り場所が遠くなるため地域住民・市町職員の負担が増加する。
	・野良犬・野良猫の増加が懸念される。

引取場所が近くにあり、犬猫を安易に引取りに出せる状況のために起こっていること(例)。

- 気に入った野良犬・野良猫に餌やりを続け、産まれた仔を定点に出す。
- 不妊去勢手術をせず外飼いしている猫が産んだ仔を野良猫の仔として定点に出す。
- 不妊去勢手術をせず外飼いしている犬と野良犬の間に産まれた仔犬を定点に出す。

など

引取るときに専門職員による立会ができない場合の問題点①

項目	飼主から	飼主不明
引取り拒否規定の適用	有 (事前の連絡制で対応)	無
引取りに立会わない場合の問題点	<ul style="list-style-type: none"> <u>・終生飼養の指導を直接対面で実施することができない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>・引取る犬猫の情報を収集できない(野良犬の親の居場所や餌やりの情報など)。</u> <u>・飼犬や飼猫が飼主不明として持込まれる可能性がある。</u>

引取るときに専門職員による立会ができない場合の問題点②

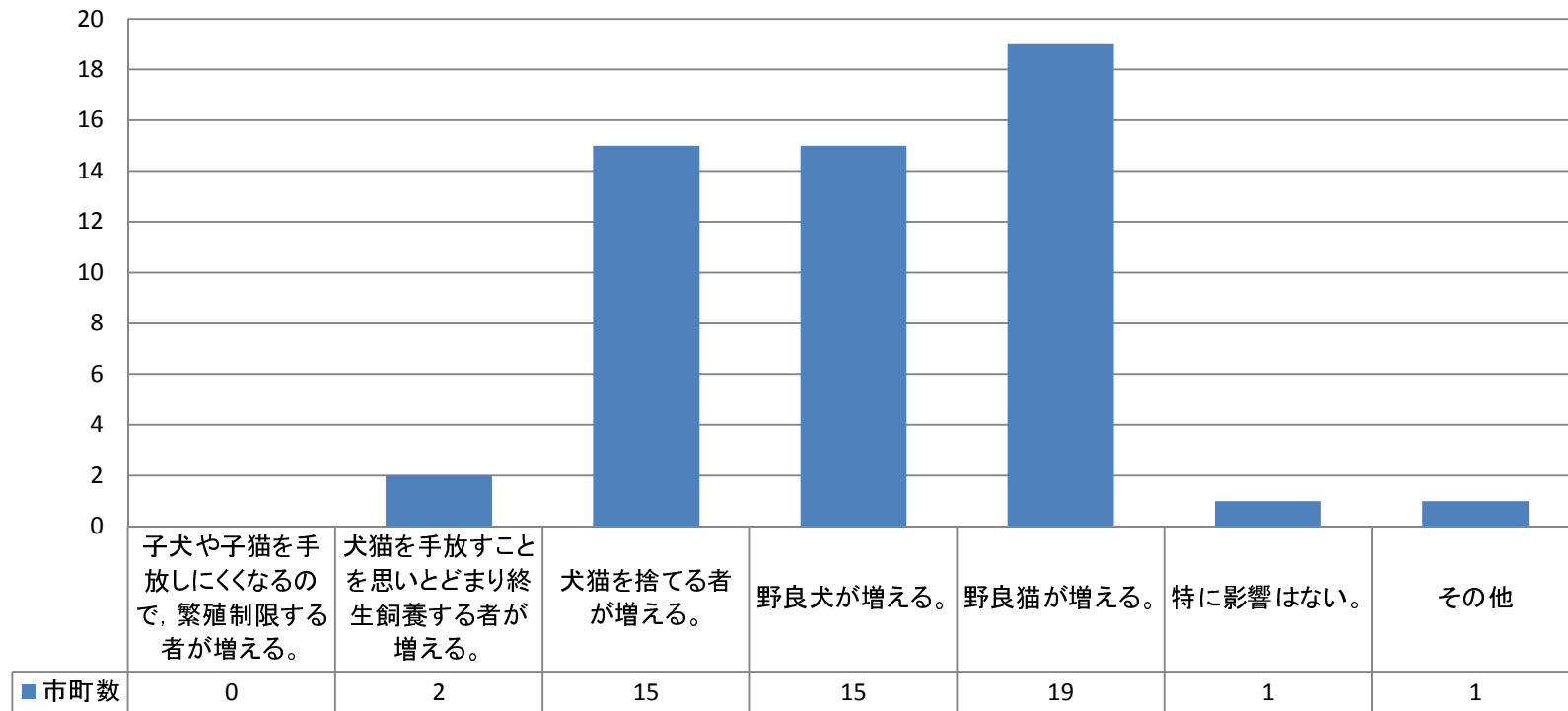
		24年度	25年度	25年度 (9月以降)
飼主 から	犬	140	48	5
	猫	254	131	13
	計	394	179	18
飼主 不明	犬	264	256	136
	猫	959	1,072	533
	計	1,223	1,328	669
合計		1,616	1,507	687

⇒ 飼犬や飼猫が飼主不明として持込まれる？

定時定点引取りを廃止した場合、野良犬・野良猫の増加が懸念される。①

市町数：20

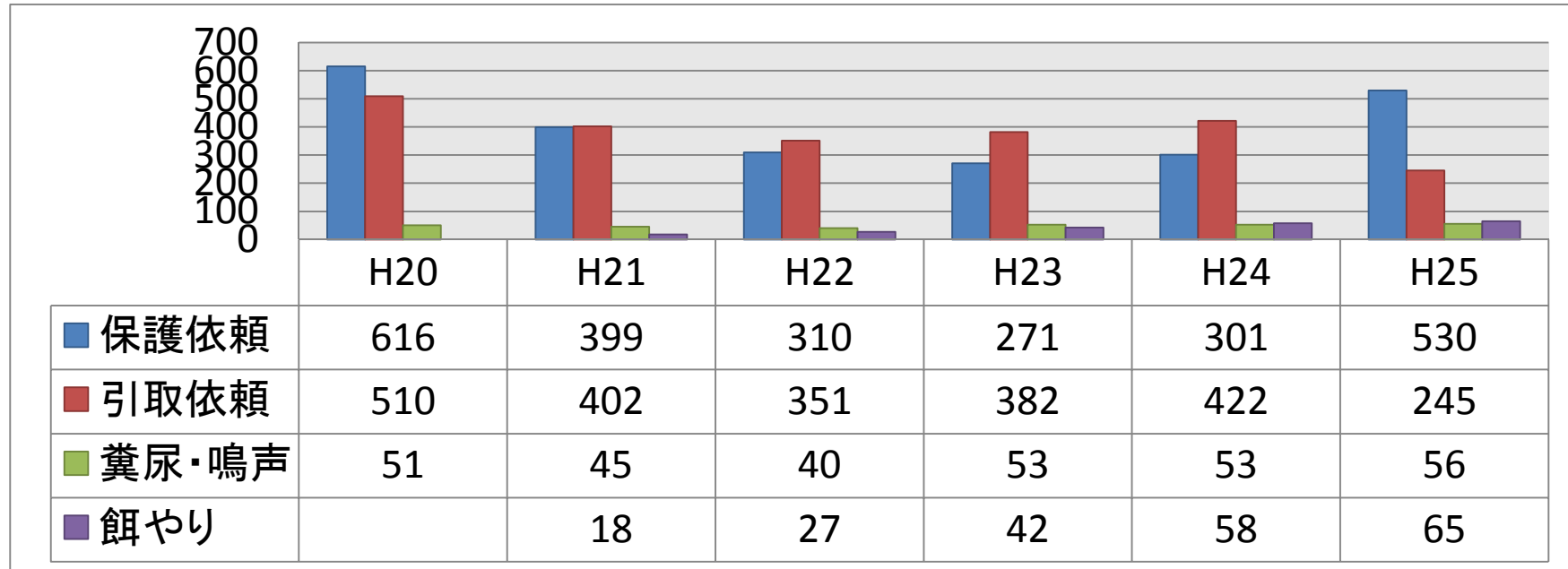
市町アンケートの結果



⇒ 県内各市町は、定時定点引取りを廃止した場合、野良犬・野良猫の増加を心配している。

定時定点引取りを廃止した場合、野良犬・野良猫の増加が懸念される。②

苦情の受付状況



* 保護:「狂犬病予防法」に基づく野犬の捕獲業務

* 引取り:「動物愛護管理法」に基づく飼い主のいる飼えなくなった犬猫及び所有者不明の犬猫の引取り業務

⇒ 定時定点数を削減した平成23年度以降、野良犬の保護依頼が増えている。